

静岡市清水港船宿記念館
指定管理者 募集要項

令和7年10月

静岡市観光交流文化局

観光政策課

目 次

○ 指定管理者募集要項

1	公の施設の概要	1
2	指定管理業務の内容	1
3	指定期間	1
4	募集条件	2
5	欠格事項	2
6	申請に関する書類	2
7	審査及び選定に関する事項	5
8	協定等の締結	6
9	その他	7

○ 様式

- 1 静岡市清水港船宿記念館指定管理者指定申請書（様式第1号）
- 2 静岡市清水港船宿記念館事業計画書（様式第2号）
- 3 静岡市船宿記念館事業計画に関する収支予算書（様式第3号）
- 4 指定管理申請者審査票（様式第18号（静岡市指定管理者制度の手引））

○ 別紙

- 1 事業者の概要書（別紙1）
- 2 申立書（別紙2）
- 3 指定管理者の申請に係る誓約書（別紙3）
- 4 申請に関する連絡先（別紙4）
- 5 説明会参加申込書（別紙5）
- 6 質問票（別紙6）

静岡市清水港船宿記念館指定管理者募集要項

静岡市は静岡市清水港船宿記念館（以下「記念館」という。）の指定管理期間更新に伴い、新たに指定管理者を募集いたします。

1 公の施設の概要

- (1) 名 称 清水港船宿記念館
- (2) 所在地 静岡市清水区港町一丁目2番14号
- (3) 規 模 土地面積：346.29㎡
延床面積：221.98㎡
木造瓦葺き和風2階建て
- (4) 内 容 1階 12畳 板敷、10畳 1室、7.5畳 1室、展示スペース、事務室
厨房、物置、トイレ（多目的1基、男子大1基小1基、女子1基）
2階 10畳 2室、廊下（展示スペースを兼ねる）
- (5) 建築時期 平成13年3月

2 指定管理業務の内容

- (1) 静岡市清水港船宿記念館条例第3条に掲げる事業に関すること。
 - ア 清水港及びその周辺地域の歴史に関する資料の収集及び展示に関すること。
 - イ 市内の観光、物産等の情報の提供に関すること。
 - ウ 上記に掲げるもののほか、市長が必要であると認める業務
- (2) 記念館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他詳細は別紙仕様書のとおり

3 指定期間

令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日（5年間）

この期間は、静岡市議会での議決により決定します。

4 募集条件

- (1) 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。
- (5) 市内に事務所を有し、事業を行う人材及びネットワーク等を有していること。

5 欠格事項

指定管理者に応募する時点において、団体又はその代表者、役員（以下「代表者等」という。）が、次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

また、複数の団体で構成するグループの場合は、構成員が次のいずれかに該当するときは応募することができません。

なお、応募の後、指定管理者の指定の日までの間に、次のいずれかに該当することとなった場合は、応募は取り消されます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
- (2) 静岡市建築物環境衛生管理業務、警備業務、消防用設備等保守点検業務の委託契約に係る入札参加停止等措置要綱等に基づき、静岡市から入札参加停止措置を受けている団体
- (3) 直近の1年間において、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- (4) 会社更生法及び民事再生法による手続をしている団体
- (5) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第7条第1項の規定による暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有するもの（団体、代表者等）

6 申請に関する事項

(1) 申請書類

申請時には次の書類を提出してください。提出部数は原本1部、副本10部です。

ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ その他添付書類

（ア）定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本（法人格のない団体にあつては、これらに準ずる書類）

（イ）事業者の概要書（別紙1）

（ウ）役員名簿

（エ）経営（事業）状況に関する書類

a 令和8年度の事業計画書及び過去3ヵ年分の事業報告書

b 法人にあつては、過去3ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書

c その他の団体にあつては、過去3ヵ年分の収支決算書

（オ）市税、法人税、消費税及び地方消費税に係る直近1年分の納税証明書
納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書（別紙2）

（カ）指定管理者の申請に係る誓約書（別紙3）

（キ）申請に関する連絡先（別紙4）

（2）申請方法

直接持参又は郵送

（3）提出場所

静岡市観光交流文化局 観光政策課

（静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎新館16階）

（4）募集期間

令和7年10月17日（金）から令和7年11月17日（月）まで

各日とも午前8時30分から午後5時15分まで

土曜日、日曜日及び祝日は除く。

（5）現地説明会の開催

応募を予定する団体等に対して、下記のとおり説明会及び現地説明会を開催します。

（ア）日時 令和7年10月27日（月）午後2時00分から

（イ）場所 静岡市清水港船宿記念館（静岡市清水区港町一丁目2番14号）

- (ウ) 参加人数 各団体2名以内（グループでの申請の場合は、1グループ2名以内）
- (エ) 申込方法 参加申込書（別紙5）に必要事項を記入の上、直接持参またはFAX、メールで「9（3）問い合わせ先及び申請書類提出先」へ令和7年10月23日（木）午後5時15分までにお申込みください。
- (オ) 備考 車で来られる方は、施設周辺の民間駐車場をご利用願います。
説明会への参加は、申請のための必須条件ではありません。

(6) 質問の受付期間、回答日及び回答方法等

- ア 受付期間 令和7年10月17日（金）から令和7年11月5日（水）まで
各日とも午前8時30分から午後5時15分まで
土曜日、日曜日及び祝日は除く
- イ 送付方法 質問票（別紙6）に記入の上、直接持参又はFAX、メールで受付期間内に観光政策課へ送付してください。
- ウ 回答日 令和7年11月10日（月）（予定）
- エ 回答方法 質問者及び申請予定団体に、FAX又はメールで回答します。

(7) その他留意事項

ア 不正があった場合の取扱い

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

(ア) 複数の事業計画書を提出した場合

(イ) 申請書類に虚偽又は不正があった場合

(ウ) 申請書類提出期限までに所定の書類が整わなかった場合

(エ) 申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、審査委員会及び指定管理者選定委員会の委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に又は他者を不利にするように働きかけた場合

(オ) その他不正な行為があったと市が認めた場合

イ 申請書類の取扱い

(ア) 著作権

申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は審査結果の公表等に必要

な場合その他市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(イ) 特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

(ウ) 返却

一度提出された書類は、お返ししません。

(エ) 申請の辞退

申請書類を提出後、辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

ウ 申請にあたっての費用負担

申請にあたって必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

7 審査及び選定に関する事項

静岡市は、申請者から提出された事業計画等について、書類審査及びプロポーザル審査を経て、指定管理者選定委員会へ付議します。これらの手続を経て、選定された指定管理者に関する事項については、市議会に指定管理者の指定議案として上程され、議会の議決を経て市長が指定します。

なお、応募後に資格等を満たしていないことが判明した場合は失格となります。

(1) 審査方法

ア 書類審査

観光政策課で申請者から提出された事業計画書、収支予算書等の書類について審査します。

イ プロポーザル審査

申請者にプレゼンテーション等を行っていただき、審査基準に照らし、審査します。

日程については、後日連絡をいたします。(令和7年11月19日(水)予定)

(2) 審査基準

審査項目、配点、比重については、指定管理申請者審査票（様式第 18 号（静岡市指定管理者制度の手引））のとおりとします。

類似施設とは、資料の収集・展示及び観光情報の提供を行う集客施設を指します。

（3）選定方法

書類審査及びプロポーザル審査の審査結果に基づき、指定管理者選定委員会において指定管理者（候補者）を選定します。

選定結果については、審査終了後、速やかに文書でお知らせします。

（4）指定管理者の決定

指定管理者選定委員会で選定された指定管理者（候補者）は、市議会（令和 8 年 2 月議会を予定）に議案上程され、議会議決により指定管理者として決定することとなります。

なお、申請者の中に指定管理者としてふさわしいと市が認める者がいなかった場合は、この募集に基づく指定管理者の指定はしません。

市議会での議決事項は次のとおりです。

ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

イ 指定管理者に指定する団体の名称

ウ 指定期間

（5）選定結果の公表

選定結果（申請団体の名称、評価点等）については、市議会での議決後、市ホームページで公開します。

8 協定の締結

指定管理者の指定後（令和 8 年 3 月下旬を予定）、指定管理料や業務の詳細を定めるため、別添「協定書（案）」のとおり静岡市と協定を締結します。

また、この施設は、熱中症（特別）警戒アラート発表時、外出時における暑熱被害を抑制するための一時避難所としてクーリングシェルターに指定する予定です。

クーリングシェルターの指定にあたっては、別添ひな形を参考に、静岡市（GX推進課）と指定管理者との間において、「静岡市指定暑熱避難施設協定書」を締結する必要があります。

す。当該協定の締結にあたっては、別添ひな形を基本としますが、静岡市（GX推進課）と指定管理者との協議により、必要に応じて内容を変更することができます。

運用体制等については、「静岡市指定暑熱避難施設協定書」及び「静岡市熱中症対策マニュアル」に基づき行うこととします。

9 その他

(1) 情報の公開

指定管理者制度を導入した公の施設の一層の効率的・効果的な活用、市民参画による公の施設の管理運営の実現、施設の設置目的を十分に反映した中での管理運営を図り、市民サービスの向上、経費削減など指定管理者制度の導入目的の達成度を確認するため、事業評価を行います。なお、評価の結果は市ホームページで公表します。

また、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウに関わる部分及び指定管理者の不利益となる恐れのある部分を除き、公開する場合があります。

ア 年度評価（毎年度実施）

年度ごと管理運営の履行状況、クレーム対応状況、利用者満足度・市民アンケート調査結果、経理状況（収支状況）等について評価を行い、市ホームページで公表します。

イ 総合評価（指定期間満了年度に実施）

指定管理期間が満了する年度中に、指定期間全体の履行状況や利用者満足度など指定管理業務全般について評価を行い、市ホームページで公表します。

(2) 指定取消等

当該指定管理者に指定管理を継続させることが適当でないと認められる場合には、指定を取り消すことや期間を定めて業務の一部又は全部を停止することがあります。

また、指定管理中に施設が廃止された場合は指定が終了になります。

(3) 問合せ先及び申請書類提出先

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎新館16階

静岡市 観光交流文化局 観光政策課 施設係（静岡庁舎新館16階）

Tel : 054-221-1421、 Fax : 054-221-1312

E-mail:kankou@city.shizuoka.lg.jp

様式第1号(第2条関係)

静岡市清水港船宿記念館指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

所在地(法人以外の団体にあつては、その代表者の住所)

申請者 名 称

代表者氏名

電 話

静岡市清水港船宿記念館の指定管理者の指定を受けたいので、静岡市清水港船宿記念館条例第9条及び静岡市清水港船宿記念館条例施行規則第2条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

様式第2号（第2条関係）

静岡市清水港船宿記念館事業計画書

事業計画の理念・方針
実施事業の概要（事業の構成及び年間計画表）
実施体制
特記事項

様式第3号（第2条関係）

静岡市清水港船宿記念館事業計画に関する収支予算書

収入			千円
	科目	内容・数量	金額
			千円

支出			千円
	科目	内容・数量	金額
			千円

指定管理申請者審査表

施設の名称

基本項目	審査項目	比重①	評価②	点数 ① × ②
1 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。 【30点】	① 施設の運営方針は明確で十分な内容であるか。	× 2		
	② 市が示した方向性や目標、その他仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。	× 2		
	③ 地域の活性化に寄与できるか。	× 2		
	【所見欄】			
2 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。 【25点】	① 市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	② 利用者ニーズの把握と企画・運営への反映策は示されているか。	× 1		
	③ 利用者増のための具体的な方策が示されているか。	× 2		
	④ 事業計画を実施するため、適切な収支予算となっているか。	× 1		
【所見欄】				
3 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していることと認められること。 【35点】	① 施設の管理運営実績は十分か。(※)	× 1		
	② 施設全体の維持・管理運営に必要な能力(知識・組織体制)を有しているか。	× 2		
	③ 定款等に定められた団体の業務内容が、指定管理を行うのに適しているか。	× 2		
	④ 必要な人員の適切な配置が見込めるか。	× 1		
	⑤ 事故、災害など緊急時における対策は適切か。	× 1		

	【所見欄】		
有していること。【10点】 滑に行うための経理的基礎を 4 管理の業務を適切かつ円	① 経理について適切な処理能力を有しているか。	× 1	
	② 決算収支（経常収支、実質収支）の状況は良好か。	× 1	
	【所見欄】		

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1

※当該施設又は類似施設の実績。評価対象とする類似施設の範囲は、資料の収集・展示及び観光情報の提供を行う集客施設とします。

満 点	最低基準 (%)	合計点数
点	点	点

【意見欄】

別紙 1

事業者の概要書

会社（団体）名	
本社所在地	〒
代 表 者	
会社（団体） 設 立 年 月 日	
静岡市内における事業所所在地	〒
資 本 金	
売 上 高	
役 員 数	
従 業 員 数	
事 業 概 要	
他の施設の管理 運営実績	名称 住所 期間
ホームページアドレス	

申 立 書

年 月 日

(あて先) 静岡市長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

⑩

静岡市清水港船宿記念館の指定管理者の申請にあたり、令和 年 月 日時
点では、当団体に納税義務がないことを申し立てます。

指定管理者の申請に係る誓約書

年 月 日

(あて先) 静岡市長

所在地
団体名
代表者氏名 ⑩

静岡市清水港船宿記念館の指定管理者の申請にあたり、下記の応募資格をすべて満たし、かつ欠格条項のすべてに該当していないことを誓約します。

記

1 応募資格

- (1) 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。
- (5) 市内に事務所を有し、事業を行う人材及びネットワークを有していること。

2 欠格事項

指定管理者に応募する時点において、団体又はその代表者、役員（以下「代表者等」という。）が、次のいずれにも該当しないこと。

また、複数の団体のグループの場合は、構成員が次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
- (2) 静岡市建築物環境衛生管理業務、警備業務、消防等設備等保守点検業務の委託契約に係る指名停止等措置要綱等に基づき、静岡市から指名停止措置を受けている団体
- (3) 直近の1年間において、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- (4) 会社更生法及び民事再生法による手続をしている団体
- (5) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第7条第1項の規定による暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有するもの（団体、代表者等）

別紙4

申請に関する連絡先

会社（団体）名	
所在地	〒
(連絡先) 担当者所属 役職名 担当者名 電話番号 F A X E-mail	

別紙5

送付先 FAX 054-221-1312

説明会参加申込書

年 月 日

観光交流文化局 観光政策課 あて

送信者 会社（団体）名
所属・役職・氏名

静岡市清水港船宿記念館の指定管理者の応募に関する説明会に参加を申し込みます

会社（団体）名

所在地

連絡先

電話

FAX

E-mail

参加者

所属・役職・氏名

所属・役職・氏名

質 問 票

年 月 日

会社（団体）名 担当者名 電話番号 FAX E-mail	
施 設 名	静岡市清水港船宿記念館
質 問 事 項	

問合せ先

静岡市 観光交流文化局 観光政策課

(静岡市役所静岡庁舎 新館16階)

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

TEL 054-221-1421

FAX 054-221-1312